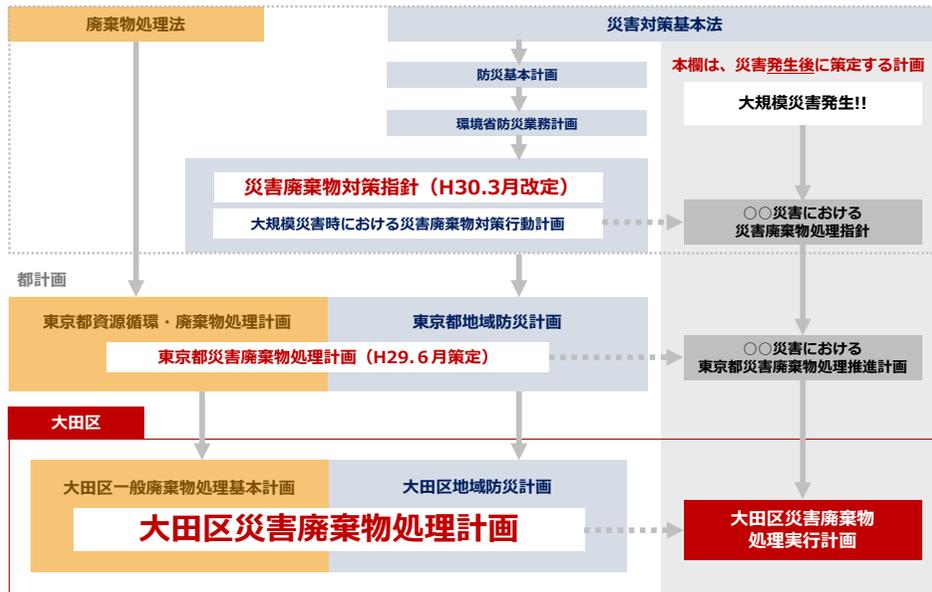


1 計画策定の背景・目的

- 近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況です。
- 環境省においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正、災害廃棄物対策指針（以下「指針」という。）の改定等、自治体における災害対応力強化のための取組を進めており、東京都においても東京都災害廃棄物処理計画を策定しています。
- 大田区においても、「大田区地域防災計画」の修正をはじめ大田区災害復興マニュアルの策定など全庁的に災害対策を推進しているところであり、早期の復旧・復興や区民の生活環境の保全・公衆衛生の確保のため、指針や東京都災害廃棄物処理計画に基づき「大田区災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。なお、計画の位置づけについては次のとおりです。

国の法令・指針



2 災害発生後の動き

- 災害発生時においては、本計画に基づき初動対応を実施します。その後、実際の災害規模・被害状況・災害廃棄物発生量の見込等を勘案し、災害廃棄物を処理するために必要となる具体的事項を定めた「大田区災害廃棄物処理実行計画」を策定します。

3 計画で想定する災害と被害の様相

- **自然災害全般を対象**とし、主に地震災害及び風水害を対象とします。
- 「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年、東京都防災会議）における被害想定に基づき、区内の災害廃棄物の発生量を試算すると、「東京湾北部地震（M7.3、冬18時、風速8m/s）」の場合で最大約440万トンにも上ると推計され、本計画はそのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対策を定めたものです。

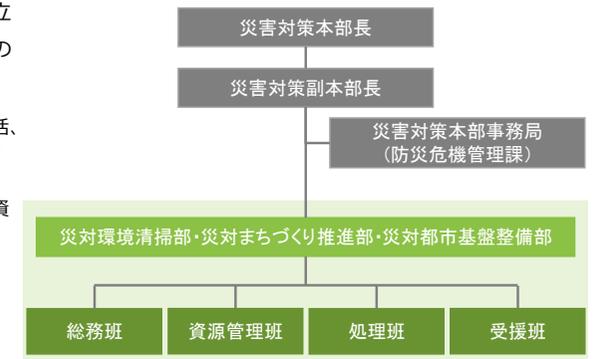
4 災害廃棄物処理の基本方針

- 災害時においても、廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、以下の方針を踏まえ、具体的な取組を進めていきます。

①計画的な対応・処理 災害廃棄物の組成及び量、既存の処理施設の能力を的確に把握し、計画的に処理を推進します。	⑤衛生的な処理 生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とします。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進めます。
②リサイクルの推進 徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。	⑥安全作業の確保 住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入・搬出作業において、安全確保を徹底します。
③迅速な対応・処理 区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行います。	⑦経済性に配慮した処理 公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択します。
④環境に配慮した処理 災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を推進します。	⑧関係機関や区民、事業者、ボランティアとの協力・連携 早期の復旧・復興を図るため、関係行政機関・民間事業者等と協力・連携するとともに、区民・事業者・ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。

5 組織体制

- 発災後は、右に示す組織体制を早期に確立し、庁内関係各課と連携して災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。
- ・総務班 | 災害廃棄物処理事業全体の総括、各主体との渉外、予算管理・国庫補助申請等を担当
- ・資源管理班 | 仮置場等の確保・設置・運営、資機材の管理・確保等を担当
- ・処理班 | 災害廃棄物の処理・処分等に係る業務、環境指導等を担当
- ・支援班 | 支援の受入管理・配置等を担当



大田区における災害時の組織体制

6 各主体との協力

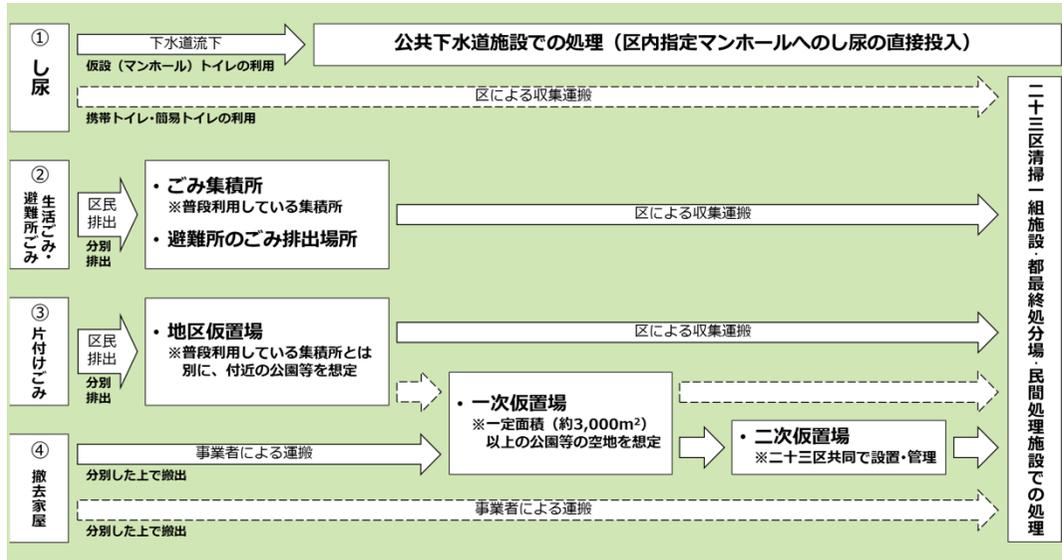
主体	主な役割
大田区	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃一組や東京都などと連携し主体的に災害廃棄物の収集・運搬を実施
清掃一組	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物処理施設における災害廃棄物処理 ● 汲み取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等）
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理に関する技術的な指導・助言 ● 他道府県への広域処理の要請
国（環境省）	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等による技術的な指導・助言
協力協定事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理に係る必要資機材等の支援 ● 業務委託による災害廃棄物等の収集運搬・処理支援
区民	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の排出段階での分別の徹底
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ● 区と連携し、被災家屋の後片付け等の被災者支援

災害廃棄物の種類（例）



7 処理の流れ

- ① し尿の処理は“下水道での処理”を原則とし、下水道に支障が生じた場合は携帯トイレ等により対応します。
- ② 生活ごみは、平時と同様、“ごみ集積所”を利用して収集運搬・処理を行います。
- ③ 片付けごみは、“ごみ集積所”には排出せず、原則として発災後に設置する“地区仮置場”に可燃・不燃・粗大など分別排出し、区による収集運搬を行い、二十三区清掃一組施設・都最終処分場・民間処理施設等で処理を行います。
※水害時は、水が引くとすぐに自宅の片付けが開始され、片付けごみが排出されることから、地区仮置場等を設置する場合は早急に確保・設置を行う必要があるなど、災害の状況に応じて処理を必要とする時期にも違いが生じます
- ④ 撤去家屋等は分別した上で区が設置する一次仮置場に搬出し、処理施設等で適切に処理を行います。



災害時に発生する廃棄物の処理の流れ

仮置場等の種類

地区仮置場	“片付けごみ”を区民自らが搬出・集積するために設置する仮置場
一次仮置場	地区仮置場に集積された片付けごみや撤去家屋等を搬出・運搬し、処理施設に搬出するまでの間、一時的に保管するために設置する仮置場
二次仮置場	各区の一次仮置場に集積された災害廃棄物を既存処理施設等で処理・処分するまでの間、保管・破碎・選別するために設置する仮置場（特別区が一体となって設置）

8 対応スケジュールの概要（参考）

- 処理期間については、大規模災害の際は災害発生から概ね3年以内の処理完了を目標としますが、可能な限り早期の処理完了に努め、災害規模・内容に応じて設定します。

発災後の時期区分	時期の目安と特徴	区の主な対応項目
初動期	発災～3日後程度	体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う
	人命救助が優先される時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織体制・指揮命令系統の確立、被害状況の確認 ● 収集運搬・処理体制の構築、収集計画の周知
応急対応期（前半）	発災数日～3週間程度	主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する
	避難所生活が本格化する時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物発生量（概略値）の推計、処理方針の策定 ● 生活ごみ・避難所ごみの収集・処理の開始 ● 片付けごみ収集方法等の周知、片付けごみの収集開始
応急対応期（後半）	発災数週間～3ヶ月程度	災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う
	人や物の流れが回復する時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理実行計画の策定 ● 片付けごみの適正処理の推進 ● 損壊家屋等の撤去等の申請受付開始
復旧・復興期	発災数ヶ月～3年程度	一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理を行う
	避難所生活が終了する時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理実行計画に基づく進捗管理 ● 損壊家屋等の撤去等、災害廃棄物の適正処理の推進

9 平時の取組

主な取組	概要
区民・事業者への周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の廃棄物処理に関して、平時から区民・事業者には様々な手段で周知・広報を進めていきます。
各主体との協力・連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や都が開催する協議会・研修会等に参加し、平時から関係行政機関との協力・連携体制を確立します。 ● また、協定締結事業者等と定期的に情報共有・情報交換を行い、民間事業者とも顔の見える関係を構築します。
区職員の教育訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修・セミナー等に定期的に参加し、区職員の災害対応力向上・知識醸成に努め、災害廃棄物処理対応に係る知識・ノウハウを蓄積・継承していきます。
本計画の適宜の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理の対策事例等の情報収集や訓練等を通じて、適宜、本計画の改善を図っていきます。 ● 発災後、速やかに仮置場等を設置・開設できるように、平時から庁内連携を図り、仮置場候補地の選定に向けて精査します。